**小・中学生平和作文コンクールの入賞作品を表彰しました**

 政策課政策企画担当　23-2129

市では、平和事業の一環として、平和の尊さを学び、子どもたちの平和に対する思いや考えを発表する「小・中学生平和作文コンクール」を毎年実施しています。

　平成28年度のコンクールには、小学生の部に9校43作品、中学生の部に5校150作品、合わせて１９３作品の応募があり、12月5日、それぞれの部で入賞した皆さんを表彰しました。

　入賞作品は冊子にまとめ図書館や公民館などへ配架するほか、市ウェブサイトにも掲載します。

■中学生の部

|  |  |
| --- | --- |
| 最優秀賞（1人） | ▼本当の戦争を知って　髙橋 梨咲さん（鳴子中学校2年生） |
| 優秀賞（4人） | ▼歴史を学び、平和について思う事　大泉 りささん（三本木中学校3年生）▼「平和」とは何か　遠山 美帆さん（松山中学校3年生）▼平和な世界　田口 ほのかさん（松山中学校3年生）▼平和　齋藤 彩花さん（古川北中学校1年生） |

■小学生の部

|  |  |
| --- | --- |
| 最優秀賞（1人） | ▼私が思う平和な世界　佐藤 心彩さん（古川第五小学校6年生） |
| 優秀賞（4人） | ▼平和な未来へ　島尾 七佳さん（古川第二小学校5年生）▼もっともっと学びたい　須藤 由宇さん（古川第四小学校6年生）▼平和な日々に感謝　門間 百桃さん（西古川小学校6年生）▼黙とうの意味をさがして　菅原 千鶴さん（古川第五小学校6年生） |

**固定資産税償却資産の申告を忘れずに行いましょう**

税務課家屋担当　23-2148

　平成29年1月1日現在、市内に償却資産（事業用資産）を所有している法人および個人は、1月31日までに固定資産税（償却資産）の申告をしてください。前年度までの申告者には申告書を発送しています。電子申告は地方税ポータルシステムのウェブサイト（http://www.eltax.jp）を確認してください。

■申告場所

　税務課、各総合支所市民福祉課税務担当

■申告期限

　1月31日

■対象となる主な資産

小売業　商品陳列ケース、陳列棚、冷蔵庫など

農業　農業機械、土木作業機械など

※軽自動車税や自動車税の課　税対象となる資産は除きま　す。

不動産賃貸業　駐車場舗装、フェンスなど

2016みやぎふるさとCM大賞で、大崎市の作品が「演技賞」を受賞!

-大崎市CMが年間20回無料放送-

11月29日、仙台市内で行われた「2016みやぎふるさとCM大賞」公開審査会で、本市から出品した「元気回復!大崎市」が、「演技賞」を受賞し、年間20回のCM無料放送権を獲得しました。審査会の模様は、1月3日、KHB東日本放送で放映される予定です。

**各計画に対する皆さんからの意見を募集します**

 各問い合わせ先

　それぞれの計画に対する、皆さんからの意見を聞かせてください。計画の詳細は、左記の各窓口や市ウェブサイト「パブリックコメント」（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,29,html）で確認できます。

共通

■各計画の公表方法

市ウェブサイトでの閲覧

窓口での閲覧

●市政情報センター（市役所　東庁舎1階市政情報課内）

●市政情報コーナー（各総合　支所地域振興課内）

●各担当課の窓口

■応募対象者

　市内に居住または勤務している人、市内に事業所を有する個人または法人

■意見の提出方法

　市ウェブサイトに掲載している意見書用紙か任意の様式に、各計画案に対する意見と氏名（名称）、住所、連絡先（電話番号、Ｅメールアドレスなど）を必ず記載し、指定の提出先に提出してください。

※匿名、電話での意見には応じられません。あらかじめご了承ください。

大崎市公共施設等総合管理計画（案）

　公共施設などの総合的かつ計画的な管理に向け、計画の策定を進めています。

■意見の提出期間

　1月12日～1月31日

※持参の場合は、月から金曜日の8時30分から17時15分まで受け付けします。郵送の場合は、1月31日の消印有効となります。

■意見の提出先

　意見は、財政課に持参、ファクス、Eメール（件名を「大崎市公共施設等総合管理計画への意見」と明記）のいずれかで提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

あて先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町１番１号

大崎市総務部財政課管財担当

　24-1819

zaisei@city.osaki.miyagi.jp

財政課管財担当

23-5177

大崎市立地適正化計画（案）

　居住や都市機能を誘導すべき区域を設定し、誘導策などを定めることで集約型市街地の形成を推進するため、計画の策定を進めています。

■意見の提出期間

　1月13日～2月1日

※持参の場合は、月から金曜日の8時30分から17時15分まで受け付けします。郵送の場合は、2月1日の消印有効となります。

■意見の提出先

　意見は、都市計画課都市計画係に持参、ファクス、Eメール（件名を「大崎市立地適正化計画への意見」と明記）のいずれかで提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

あて先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町１番１号

大崎市建設部都市計画課都市計画係　22-9454

toshi@city.osaki.miyagi.jp

■説明会

1月13日　19時～

　市役所本庁舎北会議室2階

1月16日　19時～

　三本木総合支所

1月17日　19時～

　岩出山総合支所

1月18日　19時～

　鳴子公民館

1月20日　19時～

　鹿島台総合支所

1月23日　19時～

　松山総合支所

1月24日　19時～

　沼部公民館

 都市計画課都市計画係

23-8069

都市再生整備計画（大崎市中心市街地地区）事後評価原案

　第一期都市再生整備計画（大崎市中心市街地地区）に基づき、平成28年度完了を目標にまちなかの整備を行っています。

■意見の提出期間

　1月13日～2月1日

※持参の場合は、月から金曜日の8時30分から17時15分まで受け付けします。郵送の場合は、2月1日の消　印有効となります。

■意見の提出先

　意見は、都市計画課まちなか整備推進室に持参、ファクス、Eメール（件名を「都市再生整備計画への意見」と明記）のいずれかで提出してください。各総合支所地域振興課に持参して提出することもできます。

あて先

〒９８９―６１８８

大崎市古川七日町１番１号

大崎市建設部都市計画課まちなか整備推進室

23-9454

toshi@city.osaki.miyagi.jp

 都市計画課まちなか整備

　 推進室　　23-8069